

ロランス・ルチュルミ著「少年刑法：教育的制裁における新たな混同」（外国文献紹介）

井上, 宜裕
九州大学大学院法学研究院：准教授

<https://doi.org/10.15017/1468215>

出版情報：法政研究. 81 (1/2), pp.17-22, 2014-10-09. 九州大学法政学会
バージョン：
権利関係：

ロランス・ルチュルミ著「少年刑法…教育的制裁における新たな混同」(外国文献紹介)

井上宜裕

紹介者はしがき

「少年刑法…教育的制裁における新たな混同」

紹介者はしがき

本資料は、ロランス・ルチュルミ (Laurence LETURMY) 著「少年刑法…教育的制裁における新たな混同 (Droit pénal des mineurs: nouvelles confusions dans les sanctions éducatives)」⁽¹⁾ を訳出し、これを要約して紹介するものである。

本論文の著者であるロランス・ルチュルミ氏は、現在、ポワティエ大学法学部教授で、刑法、刑事訴訟法及び少年法等を担当している。⁽²⁾

ルチュルミ氏は、少年に対する「教育的制裁」に関して精緻な分析を行っており、今回紹介するものの他、「一九四五年二月二日のオールドナンス第二条によって表明された指導原理の崩壊」⁽³⁾と題する論稿も発表している。

フランスにおいて、再犯防止策の一環として二〇〇二年に導入された「教育的制裁 (sanctions éducatives)」は、没収、犯行場所等への立入禁止、被害者との接触禁止、共犯者等との接触禁止、援助・賠償措置、及び、市民訓育研修への参加等を内容としているが、二〇〇七年の改正で、心理的、教育的及び社会的活動の実行を可能にする、資格ある公的または民間の教育施設への収容、学業の実践、厳粛な警告、寄宿舎を備えた学校施設への収容の四種が加わった。⁽⁴⁾

「教育的制裁」に対しては、それがこれまで「教育的措置」の対象にしかなかった一〇歳以上一三歳未満の少年にも課せられる点や、「教育的措置 (mesures éducatives)」と「刑事制裁 (sanctions pénales)」の中間とされるその法的位置づけ等をめぐって論争が展開されている。⁽⁵⁾

ここで、紹介する論文「少年刑法…教育的制裁における新たな混同」は、二〇〇七年の改正で、従来の「教育的制裁」に新たに四種の措置が加わったことから生じる混乱に

ついて、批判的に考察したものである。

フランスにおける「教育的制裁」について、その法的性質を精査することは、わが国の少年に対する「保護処分」の法的性質、とりわけ、「保護処分」と「刑罰」の異同、保安処分論における「保護処分」の位置づけ等を検討する上で参考になるであろう。

以下、本論文を要約して紹介する。

少年刑法…教育的制裁における新たな混同

さまざまな法規がある中で、犯罪予防に関する二〇〇七年三月五日の法律第二〇〇七―二九七号は、とりわけ、教育的措置と教育的制裁のリストを補充することによって、犯罪少年に関する一九四五年二月二日のオールドナンスを修正する。これらのカテゴリーの境界が問われ、まさにそのことによって、少年刑法の書き直しを推進する新たな契機が与えられる。

1―皆の記憶にあるように、二〇〇二年九月九日の法律、*Loi relative à la Parben I* 法は、刑法典第一二二―二八条及び一九

四五年二月二日のオールドナンス第二条を修正して、青少年犯罪に対する第三の反作用である、教育的制裁を導入した。

以来、刑法典第一二二―二八条は次のような規定となる。

「①弁識能力を有する少年は、当該少年が対象となりうる保護、援護、監視及び教育的措置を規定する特別法によって定められる条件において、自己が有責とされる重罪、軽罪または違警罪につき刑法上責任を負う。②この法律は、同様に、一〇歳以上一八歳未満の少年に対して宣告される教育的制裁、及び、一三歳以上一八歳未満の少年が、その年齢故に恩恵を受ける責任の軽減 (*attenuation de responsabilité*) を顧慮した上で、宣告せられる刑罰を規定する」。

これに呼応して、一九四五年オールドナンスの第二条は、爾後、次のように定める。

「①少年裁判所及び少年重罪法院は、事案によって、適切と思われる保護、援護、監視及び教育的措置を宣告する。②但し、情状及び少年の人格に鑑みて必要とされる場合には、上記裁判所は、第一五―一条の規定に従って、一〇歳以上一八歳未満の少年に対して、教育的制裁を宣告し、または、第二〇―二条乃至第二〇―九条の規定に従って、一三歳以上一八歳未満の少年に対して、刑事責任の軽減を顧慮

しつつ、刑罰を宣告することができる。」

2—続いて、学説は、教育的制裁の性質を問題にする。それは、「制裁 (sanction)」という言葉と「教育的 (educatif)」という言葉の結合、さらには、第一五一一条で定義される教育的制裁という新たな反作用のリスト（没収、犯行場所等への立入禁止、被害者との接触禁止、共犯者等との接触禁止、援助・賠償措置、及び、市民訓育研修への参加）に触発されたことである。「この新たなカテゴリーを媒介として、立法者が、刑罰と比肩しうるが教育的という洗礼を受ける、来るべき制裁のために集積所 (réceptacle) を創設したか否か」(J.Castaignède) という問題が不可避的に提起されるが、実際、教育的措置の前者（没収、犯行場所等への立入禁止、被害者との接触禁止、共犯者等との接触禁止）が有する刑罰との類似性、刑の執行態様との類似性は、一見明白である。しかし、曖昧なのは、教育的制裁と刑事制裁の境界だけでなく、教育的制裁と教育的措置の限界に関しても存する。というのも、この新種の制裁を維持するために、立法者は、一九九三年以来一九四五年オールドナンスに挿入されている、援助・賠償措置を教育的制裁の資格で規定したが、援助・賠償措置

を規定する第一二一条が沈黙する中、誰もが一致して、同措置は教育的措置に属することを認めている。従って、黙示的に、教育的制裁と教育的措置は、混同されていたのである。

3—ところで、犯罪予防に関する二〇〇七年三月五日の法律によって、黙示は明示となり、平明さの欠如は、完全な混乱をもたらした。この法律のもつ二つの新奇性がそのことを如実に示している。

一方で、教育的制裁のリストは、内容豊かである。当初の六種に、次の四種が加わる。

—最長三ヶ月間（一回更新可）、一〇歳以上一三歳未満の少年については一ヶ月を超えない期間、常居所地以外に所在し、行われた行為に関わる心理的、教育的及び社会的活動の実行を可能にする、資格のある公的または民間の教育機関または施設への収容 (placement dans une institution ou un établissement public ou privé d'éducation habitée permettant la mise en oeuvre d'un travail psychologique, éducatif et social)'

—学業の実践 (exécution de travaux scolaires)'

—厳肅な警告 (avertissement solennel)'

—教育年度に対応した期間、週末及び学校休暇時、家族の元に帰る少年の権限を伴う、寄宿舎を備えた学校施設への収容 (placement dans un établissement scolaire doté d'un internat)。

それと同時に、少年裁判所によって宣告されうる教育的措置のパネル（一九四五年二月二日のオールドナンス第一六条）が、拡充される。既に存在する措置に、厳粛な警告 (avertissement solennel) と日中活動 (activité de jour) 措置が付け加わる。

4—厳粛な警告が同時に教育的措置及び教育的制裁として規定されるのに気付くと、何人も驚くことしかできない。しかも、教育的措置としての警告が一三歳以上の少年に対してしか課されえないのに対し、教育的制裁としての警告は一〇歳以上の全ての少年に対して課されうることをこの新たな立法規定の解釈者が発見したとき、驚きは疑惑に変わる。逆説は、決して小さなものではない。というのも、種の混同を超えて、青少年犯罪に対する反作用の構成がまさに動揺しているからである。刑法第二二八条及びオールドナンス第二条の起草それ自体が、教育的措置と刑罰の間に教育的制裁を挿入することによって、実際、刑罰によ

らずして一〇歳以上一三歳未満の少年により厳しく対応することを裁判官に許容する、反作用のグラデーションを示唆する。二〇〇二年一月七日の適用に関する通達 (Circ. crim., 2002-15-E8, 7 nov. 2002) の起草者は、その上、この観点で次のような立場を明らかにしている。即ち、「教育的制裁は、教育的措置では不十分に思われるが、かといって刑罰の宣告では制裁としてあまりにも重すぎるような場合に、少年によってなされた行為及びその人格により適応した反作用をもたらしことを目的とする。とりわけ、これまで教育的措置の対象にしかならなかった一〇歳以上一三歳未満の少年が問題となる際、これらの制裁は、特に、彼らが既に訴追され、既に譴責、親への引き渡しまたはその他の教育的措置の対象となった場合で、より強い司法的反作用をもたらし必要がある場合、彼らによってなされた行為に対してより効果的に応答することができる」。同じ規定がこれら二つのカテゴリーの双方に属し、その性質上、より重くないと見なされる教育的措置としての厳粛な警告が一三歳以上の少年に限定されている今日、これらの繊細で微妙な区別とは何なのか。少年裁判所は一四歳の少年に対してこの教育的措置を宣告することができるが、—教育的制裁という別のラベルを選択するのでなければ—彼のよ

り若い兄弟に対して同措置を宣告することは法律によって禁じられている。このことを少年裁判所は、どうやって少年及びその家族に理解させることができるのか。

5—一九四五年以来、犯罪少年に関するオルドナンスは、二〇回以上、修正された。その修正は交互に積み上げられ、相対立する特定の条項の不整合をもたらすだけでなく、総じて法文を完全に判読不能にする。少年重罪法院に関する諸規定は「少年裁判所」と題される第三章に挿入され、警察留置 (*garde à vue*) に関する諸規定は第一章の「総則」に設けられる一方で、司法統制処分 (*contrôle judiciaire*) 及び勾留 (*détention provisoire*) の規定は第二章の「手続」に置かれ、少年に適用可能な迅速手続に関する規定は両側に「点在 (*parsemées*)」し、閉鎖型教育センター (*centres éducatifs fermés*) に関する規定は、少年を収容する施設の議員による視察、少年を収容する際に家族の負担する養育費の割合、または、オルドナンスの場所的適用範囲に関する規定と隣り合っており、これらはいずれも、非常に折よく「雑則」に、いかなれば、がらくた箱 (*fourretout*) に組み入れられている。

6—二〇〇七年三月五日の法律は、不透明なままである、

少年に適用可能な制裁体系を広く見直す必要性があることを確認する新たな契機であると同時に、少年刑法全体の書き直しを推進する契機でもある。これには、多かれ少なかれ性急に一九四五年オルドナンスにもたらされる加筆・修正ではもはや対処しきれない。手続的にも実体的にも犯罪少年に適用される規定全体の再検討を可能にする新法—ある者はおそらく法典を思い描くであろう—という手段を手がかりにするのが望ましい。その任務は、確かに容易ではないが、不可欠である。

(一) LETURMY, Laurence, *Droit pénal des mineurs: nouvelles confusions dans les sanctions éducatives*, *Droit pénal*, juillet-août 2007, pp.5-6.

(二) 本論稿の紹介につきご快諾頂いたルチュルミ教授には、
この場で改めて感謝の意を表した。

(三) LETURMY, Laurence, *L'éfrètement des principes directeurs énoncés par l'article 2 de l'ordonnance du 2 février 1945*, *Archives de politique criminelle*, vol.30, 2008, pp.63-77.

(四) 井上宜裕「ロランス・ルチュルミ著『一九四五年二月二日のオルドナンス第二条によって表明された指導原理の崩壊』(外国文献紹介)」法政研究八〇巻二・三合併号(二)

〇一三年）三八五頁以下参照。

(5) 司法のための指針及び計画に関する二〇〇二年九月九日
の法律 (Loi n° 2002-1138 du 9 septembre 2002 d'orientation et de programmation de la justice)。

(6) 犯罪予防に関する二〇〇七年三月五日の法律 (Loi n°
2007-197 du 5 mars 2007 relative à la prévention de la
délinquance)。

(7) また、二〇一一年には、「新たな「教育的制裁」として、
夜間外出禁止命令が追加されている (Loi n° 2011-267 du
14 mars 2011 d'orientation et de programmation pour la
performance de la sécurité intérieure)。